

報道関係者各位

2020年4月17日(金)

株式会社 明電舎

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対策について（４）

新型コロナウイルスにより罹患された皆さま、および関係の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

株式会社明電舎（取締役社長 三井田 健/東京都品川区、以下 明電舎）は、新型コロナウイルス感染拡大防止を強化するため4月8日以降、緊急事態宣言対象地域にある明電グループの拠点において順次「原則在宅勤務」を実施していますが、**4月16日に緊急事態宣言対象地域が全国に拡大されたことを受け、原則在宅勤務の対象を「特定警戒都道府県」の13都道府県と致しますのでお知らせします。**関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

明電グループ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

対 象 4月16日の政府による緊急事態宣言拡大において「特定警戒都道府県」に指定された13都道府県にある拠点(※)に勤務、またはその地域に居住している者
※13都道府県（北海道・東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・愛知県・岐阜県・石川県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県）

対 策 原則在宅勤務とする。

※特定警戒都道府県となった地域に生産拠点がある場合、明電グループとして社会的責任を果たす必要があることを鑑み、感染リスク軽減策を十分に実施した上で稼働を継続します。

期 間 ~4月28日(火) (予定)

その他の対策 明電グループは感染防止のため、下記の対策を実施しています。

<主な対策>

- ・(上記対象以外) テレワーク(在宅勤務・サテライト勤務)の推奨、運用緩和
- ・時差出勤の拡充
- ・年次有給休暇、半日・半々日休暇等の取得推奨
- ・特別休暇の取得
- ・海外出張全面禁止
- ・不要不急の国内出張自粛
- ・全社的な集合会議の延期または自粛
- ・外部イベント・会議・懇親会等への参加自粛
- ・生産拠点における対応
 - 業者・お客様 入構の際検温実施等
 - 従業員 管理職による従業員検温実施の管理
 - 出張者 日帰りを含む出張者の検温実施

以 上